

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
I-④	人材育成・基盤整備																														
施策の方向9	安全を確保する基盤整備 ★																														
具体的な取組み	(36)食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成 食品関係施設の監視指導を行う食品衛生監視員や食品関係検査等を行う担当職員等の技術等向上を図るため、担当研修会を実施するとともに、国等が実施する講習会等へ職員を積極的に派遣します。また、HACCPに関する専門知識を有する担当職員を育成するため、国等で実施するHACCP関係研修会へ職員を積極的に派遣します。																														
①概要	経験の浅い食品衛生監視員を対象とした研修会を開催し、監視指導に必要な知識の習得を図るとともに、国が開催する食品安全行政講習会等へ職員を派遣し、食品衛生に関する最新かつ専門的知識の習得を図る。また、技術的な助言を行うための専門知識を持つ職員を養成するため、国や地方ブロックで開催しているHACCP関係講習会へ職員を派遣する。																														
②推進指標	【食品衛生監視員のHACCP関係有資格者率】 一定水準の有資格者割合を維持することにより、効果的な監視指導を実施することができる。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>70%</td> <td>—</td> <td>75%以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>65.6%</td> <td>72.3%</td> <td>78.7%</td> <td>77.0%</td> <td>75.4%</td> <td>75.4%</td> <td>68.4%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	目標			—	—	—	—	70%	—	75%以上	実績	65.6%	72.3%	78.7%	77.0%	75.4%	75.4%	68.4%		
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3																						
目標			—	—	—	—	70%	—	75%以上																						
実績	65.6%	72.3%	78.7%	77.0%	75.4%	75.4%	68.4%																								
③用語解説																															
【令和元年度事業実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●食の安全・安心推進事業費、食品衛生監視機動班等事業費、食品等検査費(薬務衛生課) ●食品衛生監視員の技術等向上のため、研修会を開催した。 ●食品衛生監視員研修会 9月(1日間) ●国等が実施する講習会等へ職員を派遣した。 ●食品衛生監視員研修会 5月(2日間) 2名派遣 ●四国4県食品衛生監視員研修会 8月(2日間) 3名派遣 ●全国食品衛生監視員研修会 10月(2日間) 1名派遣 ●食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会 6月(1日間) 2名派遣 ●食品表示を支える理化学試験の精度管理コース 2月(2日間) 1名派遣 ●都道府県等食品表示担当者研修会 9月(1日間) 1名派遣 ●中国四国地域食品表示行政担当者研修会 11月(2日間) 5名派遣 ●HACCPに基づく監視指導業務に係る研修や連絡会に職員を派遣した。 ●対米及び対EU輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員養成講習会 1月(1日間) 3名派遣 ●総合衛生管理製造過程に係る助言等を行う食品衛生監視員養成講習会 1月(3日間) 3名派遣 ●HACCP指導者養成研修会(中国・四国ブロック) 10月(3日間) 1名派遣 ●HACCP普及推進連絡協議会及び行政担当者会議(地方連絡協議会) 2月(1日間) 3名派遣 ●対EU輸出水産食品取扱施設に係る関係機関連絡協議会 1月(1日間) 2名派遣 																														
【令和元年度取組みの評価】 (薬務衛生課)	研修会の開催や、国等の講習会への職員派遣により、専門知識の習得と指導力の向上が図られ、的確な監視指導と自主衛生管理の推進につながることができた。今後も人材育成に努める。																														

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-④	人材育成・基盤整備
施策の方向9	安全を確保する基盤整備 ★
具体的な取組み	(37)国、他都道府県、保健所設置市間の連携 国、他都道府県及び保健所設置市との定期的な情報交換を行うとともに、広域的な食中毒事件の発生や違反食品等の発見時には、関係自治体との緊密な連携のもと、迅速かつ的確に対応します。
①概要	国、他都道府県及び保健所設置市との情報交換のための各種協議会に職員を派遣し、定期的な意見交換を行う。 広域的な食中毒事件の発生や違反・不良・苦情食品等に対して、関係自治体との緊密な連携のもと、迅速かつ的確に調査等の対応を行う。
②推進指標	
③用語解説	
【令和元年度事業実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課) ●国、他都道府県及び保健所設置市との情報交換のための各種連絡協議会に職員を派遣し、情報収集に努めた。 ●全国食品衛生主管課長連絡協議会 6月(1日間) 2名派遣 ●瀬戸内沿岸観光光府県食中毒対策協議会 7月(2日間) 1名派遣 ●HACCP普及推進地方連絡協議会及び行政担当者会議 2月(1日間) 3名派遣 ●対EU輸出水産食品取扱施設に係る関係機関連絡協議会 1月(1日間) 2名派遣 ●広域的な食中毒事件や有症苦情に対して、関係自治体と緊密に連携して、迅速に調査を行った。 ●他自治体(松山市を含む。)に調査依頼した件数 3件 ●他自治体(同上)から調査依頼があった件数 12件 ●広域的に流通している違反・不良・苦情食品について、関係自治体と緊密に連携して、迅速に調査を行った。 ●他自治体(松山市を含む。)に調査依頼した件数 0件 ●他自治体(同上)から調査依頼があった件数 22件
【令和元年度取組みの評価】 (薬務衛生課)	各種協議会に積極的に職員を派遣して意見交換を行うとともに、情報収集に努め、業務の円滑な遂行につなげることができた。 また、広域的な食中毒事件や有症苦情、違反・不良・苦情食品に対しては、関係自治体と連携して、迅速かつ的確に調査を行い、被害の拡大に努めた。 今後も、保健所設置市である松山市をはじめとして関係自治体と連携して対応する。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
I-④	人材育成・基盤整備																														
施策の方向9	安全を確保する基盤整備 ★																														
具体的な取組み	(38) 衛生環境研究所等の機能充実・調査研究の推進 衛生環境研究所や保健所検査室における迅速な検査体制の確立と検査精度の向上を図るとともに、高度化する食品の生産技術や分析技術に対応するため、国等とも連携しながら、食品の安全性、食品検査等に関する調査研究を推進します。																														
①概要	食品の試験検査の信頼性を確保するため、厚生労働省通知に基づき、衛生環境研究所や保健所検査室の内部精度管理及び外部精度管理を実施する。 国からの委託事業(食品の食中毒菌汚染実態調査)に協力するとともに、衛生環境研究所において食品に関する検査法の確立等調査研究を行う。																														
②推進指標	【食品衛生調査事業検査実施件数】 検査件数の維持が検査技術の向上につながる。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>850 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>876 件</td> <td>809 件</td> <td>795 件</td> <td>624 件</td> <td>614 件</td> <td>190 件</td> <td>0 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	目標							850 件			実績	876 件	809 件	795 件	624 件	614 件	190 件	0 件		
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3																						
目標							850 件																								
実績	876 件	809 件	795 件	624 件	614 件	190 件	0 件																								
③用語解説																															

【令和元年度事業実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●食品等検査費(業務衛生課) ●食品衛生に関する検査担当者や技術者の技術水準を確保し、検査等の精度を適正に保つため、厚生労働省通知に基づき、保健所及び衛生環境研究所の内部精度管理を実施するとともに、(一財)食品薬品安全センター秦野研究所に委託して、外部精度管理を実施した。 ●食品衛生調査費(業務衛生課) ●令和元年度から、食品の食中毒菌汚染実態調査が廃止され、食品衛生調査事業検査実施件数は0件となった。
【令和元年度取組みの評価】	(業務衛生課) 精度管理の実施により、検査担当者の技術水準を確保し、検査精度を適正に保つことができた。国からの委託事業については、平成28年度に委託検査件数が削減されたが、継続して実施することにより、食品の安全性確保に資するとともに、検査技術及び知見向上を図ってきた。しかし、国からの委託事業であった食品残留農薬等一日摂取量実態調査が平成30年度に、食品の食中毒菌汚染実態調査が令和元年度に廃止されたため、検査実施件数は0件となった。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-④	人材育成・基盤整備
施策の方向9	安全を確保する基盤整備 ★
具体的な取組み	(39) 食品衛生功労、自主衛生管理等推進事業者の表彰 自主衛生管理を積極的に推進するなど、食の安全安心の確保に貢献した個人又は団体を表彰することにより、食の安全安心の推進を図ります。
①概要	食品衛生功労者及び優良施設に対する知事表彰制度により、食の安全安心に功績のあった個人や施設を表彰する。
②推進指標	
③用語解説	《食品衛生功労者及び優良施設に対する知事表彰》食品衛生の向上のため、多年業務に精励しその功績が特に顕著と認められる功労者及び多年施設の衛生を確保し他の模範たる優良施設を表彰する制度
【令和元年度事業実施状況】	(業務衛生課) ●食品衛生功労者及び食品衛生優良施設に対する知事表彰制度により、食の安全安心に関し功績のあった個人及び施設を表彰した。 [令和元年度知事表彰実績] 食品衛生功労者 10人 食品衛生優良施設 5施設
【令和元年度取組みの評価】	(業務衛生課) 令和元年度も、知事表彰制度により食の安全安心に関し功績のあった個人及び施設を表彰して、関係者の食品衛生に関する意欲の向上に努め、自主衛生管理の推進を図った。